

福祉有償運送チェック表

各チェック項目に係るチェックポイントに記載された内容を実施している場合は、チェックボックスにレ点を記入願います

チェック項目		チェックポイント
変更登録	<input type="checkbox"/>	運送の区域を増加させる場合又は公共交通空白地有償運送を追加する場合は、変更の1ヶ月前までに変更登録申請を行っているか
届出	<input type="checkbox"/>	登録事項を変更した場合は、変更した日から30日以内に届出を行っているか 【登録事項】 <ul style="list-style-type: none">・ 氏名又は名称及び住所(法人にあっては代表者氏名)・ 自家用有償旅客運送の種別(公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の双方を行っている場合において、いずれかを行わないとする場合に限る)・ 路線又は運送の区域(減少する場合に限る)・ 事務所の名称及び位置・ 事務所ごとに配置する有償運送の用に供する自動車の数及びその種類ごとの数・ 運送しようとする旅客の範囲
運送の区域	<input type="checkbox"/>	旅客の運送の発地又は着地のいずれかが、運営協議会で協議が調った市町村の区域内にあるか
車両	<input type="checkbox"/>	乗車定員11人未満の車両を用いているか
	<input type="checkbox"/>	乗用タイプ(3・5・7・8ナンバー)を用いているか
	<input type="checkbox"/>	車両の使用権限が申請者にあるか
運送の対価	<input type="checkbox"/>	運営協議会で協議が調った内容どおりに收受しているか
	<input type="checkbox"/>	旅客に対して收受する対価を書面の提示その他適切な方法により説明しているか
旅客の範囲	<input type="checkbox"/>	運送主体において会員登録(会員となる予定の者を含む)を受けた者か
	<input type="checkbox"/>	旅客の範囲は次の者となっているか <ul style="list-style-type: none">① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者② 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他障害を有する者
	<input type="checkbox"/>	上記③④の者について、運営協議会等で運送の対象とすることの適否を個別審査しているか
	<input type="checkbox"/>	以下の事項を記載した旅客の名簿を作成し、事務所に備え付けているか <ul style="list-style-type: none">・ 氏名、住所・ 運送を必要とする理由・ その他必要な事項
運転者	<input type="checkbox"/>	次の要件のいずれかを具備しているか 【福祉自動車を使用する場合】 <ul style="list-style-type: none">① 第二種運転免許を有しておりその効力が停止されていない者② 第一種運転免許を有しており、その効力が過去2年以内において停止されていない者で、次の要件のいずれかを具備している者<ul style="list-style-type: none">イ. 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了しているロ. 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認めるものとして国土交通大臣が認める要件を備えている 【セダン型自動車を使用する場合】 福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備えている者 <ul style="list-style-type: none">① 介護福祉士② 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了している③ 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認めるものとして国土交通大臣が認める要件を備えている。
運行管理責任者	<input type="checkbox"/>	運行管理の体制の整備を行っているか
	<input type="checkbox"/>	5両以上の車両を配置している事務所ごとに、次の要件を具備した運行管理の責任者を、自動車の数に応じて選任しているか。 <国家資格を有する運行管理者> 5両以上40両未満:1人、以降40両ごとに1人

		<p><運行管理者試験の受験資格を有する者></p> <p>19両まで:1人、以降20両ごとに1人</p> <p><安全運転管理者の要件を備える者></p> <p>19両まで:1人、以降20両ごとに1人</p>
安全な運転のための確認	<input type="checkbox"/>	<p>運行管理責任者は以下の業務を遂行しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転者要件を具備しない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと ・死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる障害を受けた者をいう)が生じた事故を惹起した場合等、当該事故等惹起運転者に対して適性診断を受診させているか ・セダン型自動車を使用する場合において、上記「運転者」の項目における【セダン型自動車を使用する場合】に規定する要件を具備する者を乗務させているか ・乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることが出来ない恐れの有無を確認し、運行の安全確保のための必要な指示を運転者に与えているか ・前項の確認、指示は対面によることを原則とし、対面での実施が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備しているか ・運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、1年間保存しているか
乗務記録	<input type="checkbox"/>	<p>運転者が乗務したときは次の事項を記した乗務記録を記録させているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転者の氏名 ・乗務した自動車の登録番号 ・乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過点及び乗務した距離 ・事故又は異常な状態が発生した場合には、その概要及び原因
	<input type="checkbox"/>	乗務記録を1年間保存しているか
運転者台帳	<input type="checkbox"/>	<p>運転者ごとに、次の事項を記載した運転者台帳を作成しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成番号、作成年月日 ・運送者の名称 ・運転者の氏名、生年月日及び名称 ・運転免許に関する次の事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 運転免許証の番号及び有効期間 ② 運転免許の年月日及び種類 ③ 運転免許の条件 ・運転者の要件に関する事項 ・事故を起こした場合又は道路交通法に基づく使用者に対する通知を受けた場合は、その概要 ・運転者の健康状態
	<input type="checkbox"/>	運転者でなくなった者に係る運転者台帳を2年間保存しているか
運転者証	<input type="checkbox"/>	<p>運転者ごとに写真を貼り付け次の事項を記載した運転者証を作成し、乗務時に車内に掲示させているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成番号、作成年月日 ・運送者の名称 ・運転者の氏名 ・運転免許証の有効期限 ・運転者の要件に関する事項
整備管理	<input type="checkbox"/>	<p>自動車の点検整備を適切に実施するため、整備管理の責任者を選任する等整備管理の体制を整備しているか</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>使用する全ての車両について、次の点検を確実に実施しているか</p> <p><日常点検></p> <p>1日1回、運行の開始前</p> <p><定期点検></p> <p>乗用車(3・5・7ナンバー) : 12ヶ月ごと</p> <p>特種用途車(8ナンバー) : 6ヶ月ごと(車両総重量8t以上:3ヶ月ごと)</p> <p>軽乗用車(5ナンバー) : 12ヶ月ごと</p> <p>軽特種用途車(8ナンバー) : 12ヶ月ごと(人の運送用三輪:6ヶ月ごと)</p>

事故の場合の処置	<input type="checkbox"/>	事故発生時の責任体制の選任及び連絡体制を整備しているか 次の事項を記載した事故記録簿を作成しているか <ul style="list-style-type: none"> ・運転者の氏名 ・自動車登録番号その他の自動車を識別できる表示 ・事故の発生日時 ・事故の発生場所 ・事故の当事者(運転者を除く)の氏名 ・事故の概要(損害の程度を含む) ・事故の原因 ・再発防止策
	<input type="checkbox"/>	事故記録を2年間保存しているか
損害賠償措置	<input type="checkbox"/>	使用する全ての車両について、次の基準に適合する任意保険(共済含む)契約を締結しているか <ul style="list-style-type: none"> ・対人賠償の限度額が1人につき、8000万円以上のもの ・対物賠償の限度額が1事故につき、200万円以上のもの ・運送者の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと ・保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと
自動車に関する表示等	<input type="checkbox"/>	使用する全ての車両の両側面に次の事項を記載した標章を表示しているか <ul style="list-style-type: none"> ・運送者の名称 ・「有償運送車両」の文字 ・登録番号
	<input type="checkbox"/>	上項の標章の文字は横書きで1文字1辺5cm以上あるか
	<input type="checkbox"/>	登録証の写しを使用する自動車に備え付けているか
苦情処理体制	<input type="checkbox"/>	苦情処理の体制を整備し、苦情申告者に対して遅滞なく弁明しているか
	<input type="checkbox"/>	次の事項を記載した苦情記録簿を作成しているか <ul style="list-style-type: none"> ・苦情の内容 ・原因究明の結果 ・苦情に対する弁明の内容 ・改善措置 ・苦情処理を担当した者
	<input type="checkbox"/>	苦情記録を1年間保存しているか
報告	<input type="checkbox"/>	前年の4月1日から3月31日までの輸送実績等を記載した輸送実績報告書を、毎年5月31日までに運輸支局に提出しているか
	<input type="checkbox"/>	次の事故が発生した場合は、30日以内に自動車事故報告書を運輸支局に提出しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突若しくは接触したもの ② 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの ③ 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる障害を受けた者)を生じたもの ④ 10人以上の負傷者を生じたもの ⑤ 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作措置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる障害が生じたもの ⑥ 酒気帯び運転、無免許運転又は麻薬等運転を伴うもの ⑦ 運転者の疾病により、自動車の運転を継続することができなくなったもの ⑧ 救護義務違反があったもの ⑨ 自動車の装置の故障により、自動車の運行ができなくなったもの ⑩ 車輪の脱落を生じたもの ⑪ 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの ⑫ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの ⑬ 自動車事故の発生の防止を図るため、国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの
	<input type="checkbox"/>	自動車事故報告を要する事故のうち、次の事故が発生した場合は、以下のとおり運輸支局に速報をしているか

- ① 自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突若しくは接触したもの
- ② 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる障害を受けた者)を生じた事故で、次に掲げるもの

- ・ 2人以上死者を生じたもの
- ・ 5人以上の重傷者を生じたもの
- ・ 旅客に1人以上の重傷者を生じたもの

- ③ 10人以上の負傷者を生じたもの

- ④ 酒気帯び運転事故があつたもの

<速報方法>電話、FAXその他適当な方法による

<速報時期>事故発生から24時間以内においてできる限り速やかに

<速報内容>事故の概要(当時の状況・事故の種類・道路等の状況・当時の運行計画・損害の種類)